

第10回

南丹市都市計画審議会

議事録

1. 開催日時	平成25年10月15日(火) 午前10時00分より午前11時05分まで
2. 開催場所	市役所2号庁舎3階301会議室
3. 議案	1ページ
4. 資料	別添資料一式
5. 委員の出席状況	2ページ
6. 説明員及び関係職員	3ページ
7. 議事顛末	4ページ

1. 審議案件

説明 区分	議案 番号	件 名	概 要
1	1	南丹都市計画 道路・用途 地域・緑地の変更（南丹市 決定）について	長期未着手となっている都市計画道路を 対象に、近年の社会情勢に応じて変更決 定を行うものである。 変更の対象となる都市計画道路の沿道に 位置する用途地域および緑地について、 都市計画道路の廃止、法線変更に応じて 変更決定を行うものである。

委員の出席状況

全委員数 19名
出席委員数 15名
欠席委員数 4名

□ 都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第1項に基づく委員

《学識経験者》

ふなごし てるよし 船越 暉由	京都工芸繊維大学名誉教授	出
やまぐち ひとし 山口 均	学校法人二本松学院法人事務局参事	出
えんどう けいご 遠藤 啓吾	京都医療科学大学学長	欠
いわもり まさひろ 岩森 正宏	西日本旅客鉄道株式会社園部駅駅長	欠
のなか かずみ 野中 一二三	南丹市農業委員会会長	出
かきむら かずお 垣村 和男	行政経験者	出

《市議会議員》

むらた まさお 村田 正夫	南丹市議会議長	出
こなか あきら 小中 昭	南丹市議会総務常任委員長	出
かわかつ のりあき 川勝 儀昭	南丹市議会産業建設常任委員長	出

□ 都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第3条第2項に基づく委員

《関係行政機関》

はやし まさあき 林 昌明	南丹市教育委員長	出
------------------	----------	---

《京都府関係》

うえじょう まさかず 上 條 正和	京都府南丹広域振興局企画総務部長	欠
かわしま じゅんいち 川嶋 淳一	京都府南丹広域振興局建設部長 京都府南丹土木事務所長	出(代)
よしかわ きよし 吉川 潔	南丹警察署長	出(代)

《市民》

いけだ つとむ 池田 勤	公募	出
いじり まさる 井尻 勝	公募	出
きむら もとむ 木村 求	公募	出
こくふ はるみ 國府 はるみ	公募	欠
にしむら よしたか 西村 好高	公募	出
のなか けんいち 野中 健一	公募	出

説明員及び出席職員

南丹市長

佐々木 稔納

・説明員

南丹市土木建築部長

人羅 均

〃 〃 都市計画課長

柴田 建司

・事務局

南丹市土木建築部長

人羅 均

〃 〃 主幹

川勝 芳憲

〃 〃 都市計画課長

柴田 建司

〃 〃 〃 課長補佐

森 雅彦

〃 〃 〃 計画係 主査

中西 治郎

〃 〃 〃 〃 主事

小川 直人

(株)サンワコン (委託業者)

西田 浩一

〃

平山 貴彦

発 言 者	発 言 内 容 等
(1) 開会	
事務局 (人羅部長)	<p>おはようございます。</p> <p>只今から第10回南丹市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>私、本日の司会を務めさせていただきます、土木建築部長の人羅でございます。どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>委員の皆さまには、公私大変ご多忙のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、本日の出席状況を報告させていただきます。</p> <p>村田委員におかれましては、少し遅れるとの連絡をいただいております。</p> <p>遠藤委員、上條委員におかれましては、それぞれ所用のため欠席との連絡をいただいております、現在、14名の委員の出席をいただいております。</p> <p>南丹市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、「委員の総数の過半数が出席しなければ開くことができない」となっております。</p> <p>本日、過半数の出席をいただいております、要件を満たしておりますので本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>本日、審議会の開催にあたり、説明員として出席しております職員を紹介いたします。</p> <p>土木建築部都市計画課 柴田課長でございます。</p> <p>土木建築部 川勝主幹でございます。</p> <p>土木建築部都市計画課 森課長補佐でございます。</p> <p>土木建築部都市計画課 中西主査でございます。</p> <p>土木建築部都市計画課 小川主事でございます。</p> <p>併せまして、本業務を委託しております株式会社サンワコンより2名が出席させていただきます。</p> <p>只今、池田委員のご出席をいただきましたので、先程14名とご報告申し上げましたが、15名に訂正をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ただいまから開会させていただきます。お手元に配布させていただきます。進めさせていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、佐々木市長がごあいさつ申し上げます。</p>
(2) 市長あいさつ	
佐々木市長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>本日、第10回南丹市都市計画審議会を開催いたしましたところ、大変ご多忙の中にもかかわりませず、多くの委員のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>また平素から、南丹市のまちづくり、市政推進に対しまして、それぞれのお立場で格別のお力添え、ご協力を賜っておりますことに感謝申し上げます。</p> <p>さて、先日の台風18号では、甚大なる被害を南丹市においても被ったわけでございます。早一ヶ月が経過しようとしているわけでござ</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
佐々木市長	<p>いますけれども、市民の皆様のご尽力、また、関係機関からの多大なるご支援を賜りながら、一日も早い復旧、そして、被災された皆様に一日も早く平常の生活に戻っていただくために、市といたしましても全力を尽くしているところでございます。</p> <p>先般開催いたしました市議会におきましても、補正予算を計上させていただきまして、今後の復旧に向けての動きを加速させていきたいと考えているところでございます。</p> <p>委員の皆さまにおかれましても、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますことを、この場をお借りしてお願い申し上げる次第でございます。</p> <p>なにとぞ、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>さて、本日の審議会につきましては、先に船越会長様に諮問させていただきました都市計画の変更案についてご審議・ご答申いただきますよう、お願い申し上げます。</p> <p>約2年間にわたりまして計3回の小委員会でご検討いただきました変更原案につきましては、5月に地元説明会を開催し、9月には公告・縦覧手続きを終えたところでございます。</p> <p>変更案につきましては、第9回の都市計画審議会で頂戴したご意見やご助言を反映し、また、地元説明会でのご意見を受け、開催いたしました第4回南丹市都市計画道路見直し小委員会におきましていただきましたご意見も反映し、作成いたしております。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、それぞれのお立場から、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>結びに、大変お忙しい中、本日の審議会にご出席いただきましたことに重ねて厚く御礼を申し上げまして、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局 (人羅部長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、船越会長よりご挨拶をいただきます。</p>
(3) 会長あいさつ	
船越会長	<p>おはようございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、皆様におかれましては、当委員会ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。</p> <p>本日は、第10回の南丹市都市計画審議会の開催通知に記載していただいた通り、南丹市都市計画道路、用途地域、緑地の変更について、南丹市より諮問を受けまして審議する予定になっております。</p> <p>詳細につきましては、改めまして事務局よりお話しがあると思いますが、都市計画道路の見直しにつきましては、3年来の懸案事項になっておりまして、平成23年11月の第7回都市計画審議会におきまして見直し小委員会が設置されました。</p> <p>爾来、垣村委員長をはじめ、6名の委員の皆様によって検討が加えられてきました。3回の小委員会を経まして、本年4月の第9回の都市計画審議会におきまして中間報告をしていただきました。</p> <p>その原案に基づきまして、園部、八木で各2回の地元説明会が行われました。その後、平成25年6月24日に木崎町区長より原案では廃止としております都市計画道路の廃止取り消しの要望が出されま</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
船越会長	<p>した。</p> <p>それを受けた形で、本年の6月25日に第4回見直し小委員会が開催されまして、最終原案のとりまとめと木崎町区より出されました要望書についての取り扱いについて協議していただき、廃止につきましては原案通りとするが、要望書につきましては、南丹市長への答申に附帯意見を付けて答申するという最終報告を受けました。</p> <p>附帯意見について、本日の審議資料の中に含まれてはおりませんでした。今日、机の上に置いていただいております。垣村委員長より、私宛の附帯事項1、2、3でございます。内容について、ご覧になっていただきたいと思います。</p> <p>前置きが長くなりましたが、本日ご審議いただく事柄は、「都市計画道路の見直しの原案について」「木崎町区長より出されました要望書に対する対応」「附帯意見の内容について」の3つであり、その他に用途地域、緑地の変更についての協議というのが、本日ご審議いただく内容です。</p> <p>後ほど、忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
(4) 都市計画案件の審議	
事務局 (人羅部長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、佐々木市長につきましては、他に公務がございますので、退席させていただくことをご了承賜りたく存じます。</p> <p>本日の案件は、「南丹市都市計画道路網等の変更案について」でございます。</p> <p>「南丹市都市計画道路網の見直し」につきましては、平成23年11月25日開催の第7回都市計画審議会においてご検討をいただき設置することといたしました「都市計画道路見直し小委員会」より、助言をいただく中で進めており、計4回の小委員会を経まして、変更案を策定させていただいたところでございます。</p> <p>本日は、都市計画法第19条第1項に基づく都市計画を変更する際の最終審議となっております。</p> <p>なお、先月17日から今月の1日まで都市計画見直し案の縦覧公告を行ったところでございます。期間中5名の方が閲覧され、うち2名の方から意見書の提出をいただいたところでございます。</p> <p>意見書につきましては、ご審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>開催通知と併せまして、次第及び審議資料、参考資料を綴じたファイルを1部送付させていただきましたが、委員の皆様、本日ご持参いただいておりますでしょうか。</p> <p>また、当日でございますが、小委員会からの最終報告書および提出いただきました意見書の要旨をお配りさせていただいております。</p> <p>それでは、南丹市都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会議の議長は会長が兼ねるとなっておりますので、船越会長、よろしくお願いいたします。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
船越会長	<p>それでは改めまして、本日はご多忙のところご参集いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日の案件は、南丹市都市計画道路網等の変更案についての審議ということでございます。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、本日の審議会の議事を記録いたしますので、議事録署名人をお願いする委員さんお二人を指名させていただきます。</p> <p>村田委員さんと井尻委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、「第1号議案 南丹市都市計画道路の変更」、「第2号議案 南丹都市計画用途地域の変更」、「第3号議案 南丹都市計画緑地の変更」の3件でございますが、相互に密接に関連する部分もありますことから、一括して審議を行うことが望ましいと考えます。</p> <p>委員の皆様よろしいでしょうか（異議なし）。</p> <p>同意が得られましたので、3つの議案について一括審議をすることといたします。</p> <p>それでは、事務局より3件の議案について説明をお願いいたします。</p>
事務局 (柴田課長)	<p>本日は大変お世話になります。私、都市計画課長の柴田でございます。宜しくお願いいたします。</p> <p>都市計画道路網の見直しにつきましては、平成23年11月25日開催の第7回南丹市都市計画審議会において小委員会を設置させていただきます。計4回の小委員会での検討、地元説明会、関係機関及び京都府との事前協議を経まして、先月の17日から今月の1日まで、変更案の縦覧を行いました。</p> <p>それでは、都市計画変更決定の内容につきまして説明に入らせて頂きます。</p> <p>まず、今回の都市計画道路網の見直しに伴い八木町において用途地域及び緑地の変更を併せて予定致しておりますので、一括してご説明させていただきます。</p> <p>第1号議案南丹市都市計画道路の変更につきましては、京都府において平成18年に策定されました「京都府都市計画道路網見直し指針」に基づき既決定各路線の評価を行い見直し方針を決定致しました。</p> <p>お手元の審議資料第1号議案の2ページ目をご覧ください。</p> <p>今回の都市計画道路見直しを行う理由が記載されております。</p> <p>内容につきましては、少子高齢化の進展や公共投資への厳しい制約・成熟した市街地における地域コミュニティの維持・保全等の為、既存の都市基盤を活かした町作りに向け変更・廃止を行う事となっております。</p> <p>次に各路線の詳細内容を説明させていただきます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>新旧対照表となっており、上下二段書きにより変更前・変更後が対比されております。</p> <p>まず八木地区でございます。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (柴田課長)	<p>3・4・13 八木環状線につきましては、下段の変更後が更に二段書きとなっております、八木大藪線と八木西線の2路線に分割する案となっております。</p> <p>図面につきましては、1号議案の後ろから2ページ目に添付されております計画図の南丹都市計画図4をご覧ください。</p> <p>図面のご説明をさせていただきます。</p> <p>黄色に着色されています部分は、今回の見直しにより廃止を予定している部分でございます。</p> <p>黒色に着色されています部分は、現在の計画と変更が無い部分でございます。</p> <p>赤色に着色されています部分は、今回、新たに決定を予定している部分でございます。</p> <p>各路線上に路線番号と路線名が表記されております。</p> <p>変更前が黄色・変更後が赤色で表記いたしております。</p> <p>3・4・304 八木西線は、南丹病院第2病棟を通過する路線で、3・5・301の北広瀬八木島線との交差点から府道長谷八木線との交差点までの区間となっております。</p> <p>今回の見直しで府道長谷八木線との交差点部に赤色の三角形が2つあると思いますが、交差点の隅切りを追加しております。</p> <p>次に、3・4・303 八木大藪線は、現在整備済みの八木中央線と国道9号線との交差点から図面上部の国道9号線との交差点までの区間となります。</p> <p>赤色に着色しております部分が新規決定箇所となり南丹病院の東側を通る路線と途中から黒色の変更が無い路線に接続いたします。</p> <p>なお、当該路線について1件の意見書が提出されております。</p> <p>事務局と致しましては、八木環状線の廃止に伴い道路ネットワークが分断されないよう既存道路の市道八木大藪線法線の上に新規決定を行う計画であります。</p> <p>以上のことから本件につきましては、事業実施段階におきまして詳細計画時に十分検討を行い、地権者へ丁寧な説明を行う中で事業推進を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>続きまして園部地区でございます。</p> <p>3ページ前の南丹都市計画図1と合わせてご確認をお願いします。</p> <p>3・4・17 内林小山東町線は、今回の見直しに伴い交差する都市計画道路が2路線廃止予定であり、幹線街路との平面交差点数を4箇所から2箇所に変更するものです。</p> <p>続きまして3・4・22 上木崎本町線は、3・4・20 内環状線との交差点隅切り部を変更するものです。</p> <p>続きまして3・5・204 木崎町本町線は、3・4・20 内環状線との交差点隅切り部及び3・5・202 木崎町線の廃止予定に伴い幹線街路との平面交差点数を3箇所から2箇所に変更するものです。</p> <p>続きまして3・5・205 上本町線は、路線延長を150mから110mに短縮し標準幅員を12mの幹線街路から5mの区画道路に種別変更すると共に国道9号線との交差点が直角交差になるよう法線変更するものです。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (柴田課長)	<p> 続きまして廃止予定路線を説明させていただきます。 新旧対照表を1ページめくって頂きますようお願いいたします。 廃止路線名は、3・4・23新町木崎町線、3・4・27栄町小山東町線、3・4・29本町新町線、3・5・202木崎町線、3・4・14八木中央線となっております。 </p> <p> なお、木崎町線につきましては、1件の意見書が提出されております。また、併せまして都市計画道路見直し小委員会開催時に地元区より木崎町線存続に係る要望書をいただいております。 </p> <p> 事務局と致しましては、京都府で策定された見直し指針により各路線の評価を行った結果、当該路線については必要性が低いと判定され、また、都市計画道路見直し小委員会においてご審議を頂きました都市計画道路見直し小委員会から都市計画審議会への最終案報告時に附帯意見を頂いておりますので、内容をご報告させていただきます。 </p> <p> 1. 都市計画道路木崎町線については、沿道の保育所・公共施設等を利用する歩行者や小学校の通学路に指定され、多くの子供達が利用している状況でもあることから、早期に安全確保が図れるよう対応願いたい。 </p> <p> 2. 都市計画道路木崎町線については、東側に近年、スーパーマーケットが新規立地し現市道の交通量が増加し別紙、交差点部での交通事故が多発している状況です。 早期に交通規制等の変更により、安全確保が図れるよう対応願いたい。 </p> <p> 3. 今回の見直しで廃止される都市計画道路付近の代替市道については、早期に安全確保が図れるよう対応願いたい。 </p> <p> 以上の内容を頂いております。 廃止路線の位置につきましては、次ページのA3図面に表記しております黄色の路線になりますので、ご確認をお願いいたします。 以上が都市計画道路についての変更内容となります。 引き続き、第2号議案南丹都市計画用途地域の変更につきまして説明を致します。 お手元の審議資料第2号議案の2ページ目をご覧ください。 今回の都市計画用途地域見直しを行う理由が記載されております。 理由につきましては、3・4・14八木中央線が廃止予定となっており、八木中央線の都市計画決定ラインから25mの幅を第2種住居地域と指定しておりましたが、基準となる都市計画決定ラインが無くなる為、2号議案の後ろから2ページ目に添付されております新旧対照計画図のとおり背後の一般住宅地と同様の第1種住居地域へと変更するものです。 南丹都市計画用途地域の全体面積について説明致します。 次のページの表をご覧ください。 新旧対照表の面積欄の中段に第1種住居地域と第2種住居地域の段があります。 それぞれ、174.7haから175.1ha、58.2haから57. </p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (柴田課長)	<p>8 ha に用途地域面積が変更となります。</p> <p>以上が都市計画用途地域についての変更内容となります。</p> <p>引き続き、第3号議案南丹都市計画緑地の変更につきまして説明を致します。</p> <p>お手元の審議資料第3号議案の1ページ目をご覧ください。</p> <p>今回の都市計画緑地見直しを行う理由が記載されております。</p> <p>1号大堰川緑地については、3・4・14八木中央線の廃止をはじめ、大堰川の河川改修や主要地方道亀岡園部線の法線変更、大堰川の歩行者専用橋の整備等、これまで区域設定の条件としていた計画や地形・地物の状況が変わって来ておりますので、今回変更を行うものです。</p> <p>次の次に添付しておりますA3図面の新旧対照計画図にありますとおり、緑地面積を14.2ha から13.5ha に変更する予定をしております。</p> <p>以上が都市計画緑地についての変更内容となります。</p> <p>今後のスケジュールにつきましては、本日、都市計画審議会へお諮りさせて頂いた後、京都府知事との協議を経て、京都府決定路線については、京都府の都市計画審議会及び国土交通大臣の同意を経て、正式に都市計画道路等の見直しに係る変更内容が都市計画決定され、その旨が告示されるという流れとなります。</p> <p>なお、参考資料としてお配りさせて頂いております資料は、第4回目の都市計画道路見直し小委員会時の審議資料及び議事録で最後に添付しております2枚の資料は、前回の都市計画審議会時と小委員会時に頂きましたご意見に対する補足資料となっております。</p> <p>内容につきましては、都市計画道路網見直しに伴う整備事業費の変化を一覧表に致しており、最後に付けておりますA3図面は、新規決定する八木大藪線の補償対象物件を黄色で着色致しておりますので、ご確認をお願い申し上げます。</p> <p>続きまして資料の訂正をお願いいたします。</p> <p>参考資料の第4回南丹市都市計画道路見直し小委員会議事録の12ページをお開き下さい。</p> <p>今後のスケジュール欄の二段目で事務局説明では、京都府との本協議を行い、都市計画案の公告・縦覧となっておりますが、京都府との本協議につきましては、京都府の都市計画審議会が開催されてから提出する流れとなっております。</p> <p>ちなみに京都府都市計画審議会につきましては、近々開催される予定とお聞きしております。</p> <p>以上で、南丹都市計画道路等の変更についての説明を終わります。</p> <p>なお、本日もご説明させて頂きました中でも有りましたように2件の意見書の提出を頂いておりますので、本日の審議時にご検討頂きますようお願い申し上げます、何卒慎重審議賜り、承認いただきますようお願いいたします。</p>
船越会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>一括審議ということにしておりますので、只今事務局より説明のありました件につきまして、ご意見、ご質問を賜りたいと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
野中（一） 委員	<p>小委員会からの意見書がありますが、これについて市としてどう対応されようとしているのかについてお伺いしたいと思います。</p>
船越会長	<p>答申書に対する附帯意見のことですか。これについては、意見書要旨について、どういう対応をしようかということについて、改めて委員の皆様にご相談したいと考えております。</p> <p>まずは、議案の1から3についての事務局からの説明全般について、ご意見、ご質問を賜りたいと考えております。</p> <p>意見書につきましては、事務局から審議していただきたいという話がございますので、改めてご意見をお伺いしたいと考えております。</p> <p>といいますのは、今日の資料に第4回小委員会の議事録がございます。その中に附帯意見に至る経緯が書かれておりますので、そのことも踏まえましてご議論いただいたらどうかと考えております。</p> <p>後程、改めてご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いします。</p> <p>全般的に、議案1、2、3につきましてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
村田委員	<p>小委員会において、計4回の会議を重ねていただき、ご検討いただきまして、大変ご苦勞様でございました。</p> <p>今、議案の1～3までをまとめてご説明いただいたわけですが、都市計画道路の見直しの方向性については、この場で確認をしながら進めてきたわけでございますので、その方向については特に申し上げることはありません。</p> <p>ただ、その後、関係する各地域へ周っていると聞いておりますので、その報告を聞かせていただきたいと思っております。</p> <p>それと、議会の方でも（都）木崎町線につきまして一般質問の中で地元議員からご指摘をいただいたという経過があります。その点につきましては、我々も重く受け止めておりますので、これを踏まえてあとのご審議をお願いしたいと思います。</p>
船越会長	<p>只今、村田委員からご質問のあった地元説明会の内容についての説明をお願いします。</p>
事務局 （柴田課長）	<p>只今いただきましたご意見につきまして、地元説明会につきましては、園部地区で2回、八木地区で2回開催をさせていただきました。その中で出ております主なご意見としましては、今回の変更案に基づく決定をしたとして、それぞれの都市計画道路を着工するまでにどれぐらいの期間がかかるのか、いつ頃工事に着手できる見込みなのかといったご意見をいただいております。</p> <p>このご意見につきましては、総合振興計画にも書かれておりますように、概ね10年を目途に着工ができる路線ということで今回検討したものであるという回答をしております。</p> <p>また、それぞれの都市計画道路が長年未着手ということで、変更の必要性については理解できるけれども、見直しはどういった根拠に基づいて行っているのかというご意見もございました。</p> <p>このご意見につきましては、京都府の指針に基づきカルテを作成し、見直しについて検討した結果、今回の原案をお示ししているとご</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
事務局 (柴田課長)	<p>回答しております。</p> <p>また、特に八木地域におきましては、まちづくりには都市計画道路が必要ではないか、廃止により確保できた予算を今後どのように活用していくのかといったご意見をいただいております。</p> <p>事務局といたしましても、都市計画道路はまちづくりの骨格を成すものという認識を持っておりますので、十分精査をした中で、個々の道路の優先順位を決めて取組んでいくという回答をしております。</p>
船越会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、議案1、2、3に関係しております意見書要旨1、2についての議論に移ります。</p> <p>まず、意見書要旨1の(都)木崎町線の存続を求めるご意見ですが、それに対する対応について、見直し小委員会の第4回で討議いただきました。お手元の資料の参考資料に議事録が載っておりますので、その辺も読んでいただいて、意見書要旨1に対する対応を検討したいと思います。小委員会からは、答申書に附帯意見を付して答申するというご提案をいただいておりますが、その件につきましてご意見ございませんでしょうか。</p> <p>意見書の内容につきまして、事務局から再度説明をお願いします。</p>
事務局 (柴田課長)	<p>小委員会からの附帯意見は3ついただいております。</p> <p>1点目は、都市計画道路木崎町線について、現状として沿道の保育所・公共施設等を利用する歩行者や小学校の通学路に指定され、多くの子供達が利用している状況があることから、昨年度亀岡で発生したあのような事故が二度と起こらないように、その対策を十分にとってほしいというご意見をいただいております。</p> <p>2点目は、都市計画道路木崎町線の東側に近年、スーパーマーケットが新規立地し現市道の交通量が増加し、交差点部での交通事故が多発している状況がみられるということで、早期に交差点を改良し、より安全を確保してほしいというご意見をいただいております。</p> <p>3点目は、代替市道の安全確保についてということで、今回の見直しで廃止される都市計画道路付近の代替市道について、早期に安全確保が図ってほしいというご意見をいただいております。</p> <p>原案では、(都)木崎町線は廃止路線となっております。都市計画道路としては廃止になったとしても、市道整備の中で出来るだけ安全対策を図ってほしいというご意見をいただきました。</p> <p>事務局としても、市道改良の担当部局との横の連携を図りつつ、対象となる市道整備について検討していきたいということを小委員会でもお答えしたところでございます。</p> <p>今回の答申書に関する附帯意見ということで、その重みを十分に認識しまして今後対応してまいりたいと考えております。</p>
野中 (一) 委員	<p>そういう形で意見書を付けて付議するというのであれば、それで良いと思います。</p>
船越会長	<p>意見書要旨1につきまして、他にご意見ございませんでしょうか。</p>
川勝委員	<p>委員の皆様、ご苦労様です。</p> <p>意見書要旨1に関しまして、小委員会でもいろいろと申し上げまし</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
川勝委員	<p>たが、(都) 木崎町線につきましては、ご承知置きの通り、(都) 木崎本町線や(都) 内林小山東町線を連結する、いわゆる地区内の主要道路になっています。</p> <p>この路線は、今回の見直しで廃止という案ですが、地元としては、都市計画道路として計画が持たれないということは、南丹市内に数多くある一般市道の整備と土台が一緒になってしまい、安全対策も含めた中での整備が遅れるのではないかとといったことが危惧されており、そういった中で要望書が出てきたと理解しております。</p> <p>京都府の見直し指針に沿った形で評価し、現道の市道で代替機能があるという結果から今回の見直しで廃止という案になっていますが、本路線の沿道や西側などの周辺地域では、民間の宅地開発が予定されており、今後住宅地としての発展が見込まれております。</p> <p>平成台を通過する(都) 栄小山東町線についても、今回の見直しで廃止となっておりますが、平成台でも民間による宅地開発が進んだ経緯があります。民間による宅地開発が進んできたことは、園部町の人口が増えてきた一つの要因として一定の評価をするわけですが、一方で平成台の幹線となる道路が整備できないという現状があります。平成台に向かう道路は、途中までは完成しているものの、支障物件が多いということ等を理由として、その先に多くの住宅地があるにも関わらず、街路としての整備を廃止するという実態がみられます。</p> <p>平成台を通る(都) 栄小山東町線が当初から整備されていれば、平成台ももっと利便性の高い地域になったのではないかと考えられることも、今回の街路廃止に対する懸念の材料の一つとなっています。</p> <p>以上のような点も含め、地元の方は(都) 木崎町線の廃止を懸念されているわけでございますので、住宅がどんどん増えていく一方で、地区内には交通安全対策も含めた中で狭小な道路しかないということにならないようにしていただきたいと思っております。一般市道として整備をされるということであれば、それでもかまわないわけですが、民間による宅地開発が予想される地域でありますので、地元から要望が出ています通り、早急に実態にあった市道としての道路整備を進めていただきたいということを申し添えておきたいと思っております。</p>
船越会長	<p>川勝委員は、小委員会でもその件について積極的にご発言いただきました。</p> <p>なんとか存続をしてほしいという地元の要望は分かりますが、マクロ的な都市計画の視点と交通安全対策というのは、なかなか組み入れないところがあります。見直し指針からすれば、廃止にならざるを得ない結果になってしまったと思っておりますが、只今のご意見や附帯意見の内容を十分に踏まえていただいて、あとの整備を進めていただきたいと思います。</p> <p>意見書要旨1につきましては、他にご意見ございませんでしょうか。</p>
野中 (一) 委員	<p>その他の関係で質問させてください。</p> <p>(都) 八木大藪線の線形変更に伴い、多数の支障物件が発生し、その財政負担はかなりの額になると考えられますが、市として財政的に対応可能なのでしょうか。今回の案が絵に描いた餅になってしまえば、それこそ「見直しは何だったのか」という話になってしまいます</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
野中（一） 委員	ので、その辺の見通しについてお伺いしたいと思います。
事務局 （柴田課長）	（都）八木大藪線の線形変更に伴い支障物件が発生し、財政負担が生じることにつきまして、厳しい財政状況の中で予算措置をしていくことが必要となりますが、廃止した路線の財源も充てていけないかと考えております。
船越会長	意見書要旨2が、支障物件の話に関連してくる内容となっておりますが、どのように対応させていただければよろしいでしょうか。
山口委員	<p>意見書要旨2について、これまでの委員会の中でもお話しさせていただきましたが、都市計画事業で2回も移転していただく方がこの中に含まれております。これにつきましては、対象となる方々の生活設計もあろうかと思っておりますので、スピード感を持って具体的なタイムスケジュールを明確にする必要があると思っております。特に、都市計画事業で大変なのが、代替地の確保になると思われますので、事業実施前に相手様に十分納得いただく対応策を考えて、事業実施に向けて取り組んでいただきたいと思っております。</p> <p>特に、こちらの見直し路線の方が、事業効果が期待できると思っておりますので、先ほど木崎町線の話もできましたけれども、整備の所管が違うといった縦割り行政の弊害が出ないように進めていただきたいと思っております。</p> <p>私も先般そこを通らしていただきましたが、一般市道としての改良であれば、たくさんある電柱を民地側に少し移動できれば、もう少し幅員が確保できるなど感じました。</p> <p>そういった点も含めまして、これだけの要望書が出てきているのであれば、市としてもそれに対応する具体的な事業実施計画を地元へ提示されて、地元へ納得いただけるような取り組みをしていただきたいと思っております。</p>
事務局 （人羅部長）	<p>大変貴重なご意見をいただきました。</p> <p>ご意見にございました縦割り行政の弊害というのは、あってはならないことではございます。現在、都市計画道路につきましては都市計画課が、一般の道路事業につきましては道路河川課が所管しております。今後は、これらをまとめております土木建築部の中でどう判断するのかということになりますので、只今いただきましたご意見の内容、また先程ご意見いただきました木崎町線の件につきましては、土木建築部全体の中で進めていきたいと考えております。</p> <p>なお、木崎町線につきましては、交差点が危険だというご意見をいただきましたので、今現地において交差点を明確にするための表示などの一定の作業について終えてきているところでございます。また、今後そういった状況をみる中で対応を考えていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。</p>
野中（一） 委員	<p>その他の関係でちょっと関係者をお願いをしておきたいと思っております。</p> <p>園部町において、電柱を民地に入れるという施策を私が現職の時にやらせていただきました。電柱はたった30cmですが、これを民地に入れることによって片側で1.5mの道幅が確保できます。園部町の</p>

発 言 者	発 言 内 容 等
野中（一） 委員	本町通りから新町まで全部の電柱を水路外側の民地側に入れてもらいました。そうすると片側で1.5mの道幅が確保でき、両側で3m道幅を広げることが可能となる現実があります。そういったことも参考にさせていただいて、電柱のあり方を見直し、沿道の皆さんの協力もいただきながら道路を有効に使うことを考えていただきたいと思います。
事務局 （人羅部長）	大変貴重なご意見をいただきました。 確かに園部地区においては、そのような対応をしている事例が多くみられますので、南丹市として今後どのようにしていくかについて、今後十分検討していきたいと思えます。 貴重なご意見ありがとうございました。
船越会長	他にご意見ございませんでしょうか。 それでは、質疑も無いようですので、「第1号議案 南丹市都市計画道路の変更」「第2号議案 南丹都市計画用途地域の変更」「第3号議案 南丹都市計画緑地の変更」の3件につきまして、原案に附帯意見を付して承認してよろしいでしょうか。
委員全員	（異議なし）
船越会長	異議なしと認めます。 「第1号議案 南丹市都市計画道路の変更」、「第2号議案 南丹都市計画用途地域の変更」、「第3号議案 南丹都市計画緑地の変更」の3件につきまして、原案に附帯意見を付して答申することといたします。 その他、委員の皆さんからなにかご意見等ございませんでしょうか。 特に無ければ、本日の日程は全て終了いたしました。 なお、本日議事としてご審議いただきました議案につきまして、市長へ答申する必要があります。只今出されましたご意見を集約し、原案に附帯意見を付けて答申したいと思います。その文言につきましては会長、副会長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。
委員全員	（異議なし）
船越会長	ありがとうございます。 それでは、答申書の作成につきましては、私と野中健一副会長で整理し、このあと市長へ答申させていただきます。 本日は慎重審議いただき、また議事進行に御協力いただきまして、各委員に対しお礼申し上げます。 今後も何かとお世話になりますが、よろしく願いいたします。 本日はありがとうございました。
（5）閉会	
事務局 （人羅部長）	船越会長、ありがとうございました。 本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。 閉会にあたりまして、野中健一副会長よりごあいさつをお願いいたします。
野中（健） 委員	本日は、皆さん大変ご多忙のところお集まりいただきましてありがとうございます。

発 言 者	発 言 内 容 等
野中（健） 委員	<p>本日の議題は3つあったわけですが、これは長年の懸案と言いますか、未着手で長年放置されておりました都市計画道路について一定の方向性が本日確定したということで、地権者の方々もすっきりされたのではないかと思います。</p> <p>また、都市計画道路の着手時期ですが、先程からの説明を聞いておりますと、今後10年を目途になんとか進めていきたいという方向性も示されておりますので、大変良かったなと感じているところでございます。</p> <p>また、最初の市長のご挨拶にもございました通り、先般の台風18号の被害があったわけですが、被害を受けられた皆様には心よりお見舞いを申し上げたいと思います。</p> <p>この南丹市地域と言いますのでは、そういう天災が比較的少なかったと言いますか、私自身もあまり記憶にないわけですが、先般の18号では多大の被害がございました。</p> <p>この都市計画審議会も、そういった防災に強いまちづくりの実現に向けた役割があるのではないかと考えておりますので、今後とも皆様の絶大なるお力をお借りいたしまして、今後も防災に強いまちづくりを目指して行けたら良いと考えております。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p>
事務局 （人羅部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>さて、第3期南丹市都市計画審議会委員の皆様におかれましては、11月24日を持ちまして任期を終えていただくこととなります。</p> <p>この2年間にわたりまして計4回の審議会に貴重なご意見、ご指導を賜る中で進めさせていただきまして、厚くお礼を申し上げますところでございます。</p> <p>今後も南丹市のまちづくりに対しまして、貴重なご意見、ご指導を賜りますことを重ねてお願い申し上げますとともに、当審議会へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>大変簡単な御礼で申し訳ありませんが、この2年間4回にわたりましての審議、大変お世話になりましたことの御礼を申し上げて終わりとさせていただきます。</p> <p>これで第10回南丹市都市計画審議会を終了させていただきます。</p> <p>長時間の慎重審議どうもありがとうございました。</p>

11 : 30